

【お知らせ】子ども医療証の切替について

見
本

18歳を迎えた年度末まで医療費の助成が受けられる**子ども医療証**をお送りします。
以下を御覧になり、御使用ください。

医療証の切替について

令和7年度に小学1年生になるお子さまにつきましては、現在お持ちの乳幼児医療証(黄色)から**子ども医療証(緑色)**に切替になりますので、新しい子ども医療証をお送りいたします。

なお、令和5年8月の子ども医療費助成の制度改正に伴い、子ども医療証の対象年齢が**18歳の誕生日後、最初の年度末(4月1日生まれのお子さまは、誕生日前日)**までに引き上げられております。

※注意事項※

現在お持ちの医療証(黄色)は令和7年4月1日以降、使用できません(返納は不要です)。

令和7年4月1日から、お持ちの医療証に替えて御使用ください。

助成の範囲、医療証の使用方法、医療費請求、その他の手続について

新・子ども医療証(緑色)の使用方法などについては、現在お持ちの医療証(黄色)と同様の取扱いとなります。

詳しい内容は、

高松市公式ホームページ「もっと高松」

(トップページ>>くらしの情報>>子育て・教育>>手当・助成金>>子育て中の方>>子ども医療費助成)

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/hitorioya/kosodate/iryohijosei20230801.html>) ▶▶

を御覧ください。



救急医療の正しい利用のお願い

夜間診療など救急医療につきましては、本当に必要な方が安心して受診できるよう、正しい利用をお願いします。
何でも相談できる身近な「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心掛けましょう。

お知らせ

<医療証裏面の記載内容の読み替えについて>

医療証裏面の「保険証」という文言については、「**健康保険資格情報が確認できるもの**」と読み替えて御使用ください。

<その他>

重度の障がいがある父または母が、18歳の誕生日後の最初の年度末を迎えるまでの子どもを養育している場合、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる可能性があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

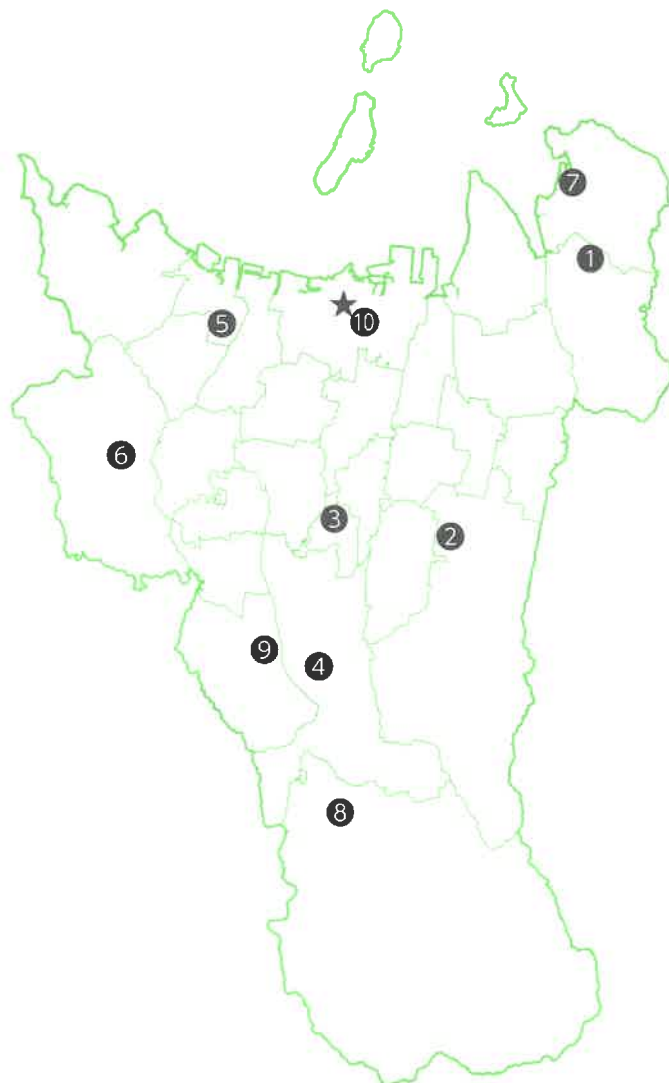
問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市こども家庭課 こども医療係

高松市役所 6階26番窓口

TEL: 087-839-2353





※お住まいの地域にある窓口に限らず、どの窓口でもご利用いただけます。

		住 所	電話番号
★	高松市役所こども家庭課	番町一丁目 8 番 15 号	087-839-2353
①	牟礼総合センター	牟礼町牟礼 302 番地 1	087-845-2111
②	山田総合センター	川島本町 191 番地 10	087-848-0165
③	仏生山総合センター	仏生山町甲 218 番地 1	087-889-4907
④	香川総合センター	香川町川東上 1865 番地 13	087-879-3211
⑤	勝賀総合センター	香西南町 476 番地 1	087-882-7770
⑥	国分寺総合センター	国分寺町新居 1298 番地	087-874-1111
⑦	庵治支所	庵治町 6393 番地 5	087-871-3111
⑧	塩江支所	塩江町安原下第 2 号 1645 番地	087-897-0131
⑨	香南支所	香南町由佐 1172 番地	087-879-3111
⑩	市民サービスセンター	常磐町一丁目 3 番地 1 瓦町 FLAG8 階	087-863-2888

⑦～⑩は、医療証の即日発行不可 ⑩は、医療費支給申請書の県外受診のうち領収書での受付不可

市役所・総合センター・支所の窓口受付時間

年末年始(12/29～翌年1/3)を除く 平日の8時30分から17時までです。

市民サービスセンターの窓口受付時間

年末年始(12/29～翌年1/3)を除く 平日の10時から20時まで、土・日・祝日の10時から18時30分までです。

※詳細は、高松市ホームページ『もっと高松』を御確認ください。